

福岡県の自転車条例が改正！

自転車利用者の損害賠償保険への加入義務化 (令和2年10月1日～)

自転車利用者が重大事故の加害者となった場合、**高額賠償**を命じられることがあります。万一に備え、損害賠償保険へ加入しましょう！

【高額賠償事例①】

坂道を高速で走行し、歩行者と正面衝突。歩行者が頭蓋骨骨折等で意識不明の重体となったもの。

損害賠償額
9,521万円



【高額賠償事例②】

ペットボトルを片手に坂道を高速で走行し、横断歩道を横断中の歩行者と衝突。歩行者が脳挫傷等で死亡したもの。

損害賠償額
6,779万円



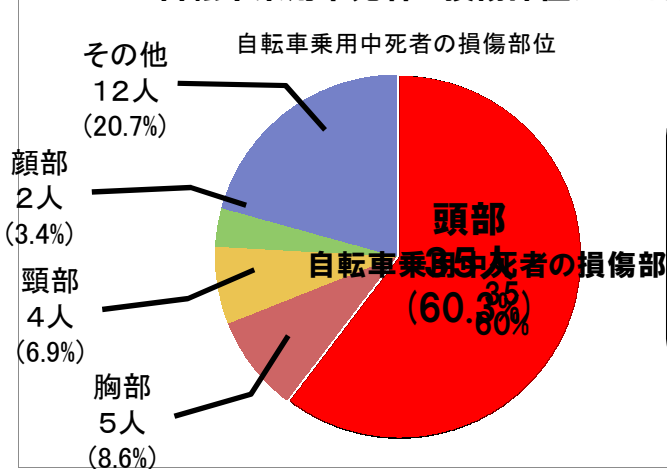
歩道は歩行者が優先！
徐行・一時停止で歩行者を妨害しないよう注意！

高齢者のヘルメット着用の努力義務化 (令和2年4月1日～)

過去5年で、自転車運転中に亡くなった高齢者58人のうち**6割以上(35人)**が**頭部に致命傷**を負っています。



自転車乗用中死者の損傷部位(過去5年)



頭部に致命傷を負った方の**9割以上(32人)**がヘルメットを被っていなかったんじゃ！
みんなもわしと一緒に被ろう！
命を守るヘルメット！！



その他の改正点は、県のホームページでご確認を！

福岡県 自転車条例

検索

